参考様式第５－１号

令　和　8　年　2　月　17　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長　　小西　理

市町村名 （市町村コード）	近江八幡市 (252042)
地域名 （地域内農業集落名）	津田干拓地区 （無し）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

津田干拓地区には集落がないため、近隣に限らず遠方の農業者が野菜や果樹を作付ける畑地の広がる干拓地である。耕作者の高齢化による後継者不足並びに営農組合が解散するなど、園芸品目のまとまった取組の減少などの課題を抱えている状況であり、こうした中で、現在果樹団地による、新たに引き受ける面積約9haが集約化が出来る状況である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・露地野菜を主要作物としつつ、現在集約化をしている果樹栽培を担う者を含めて高品質栽培方法を確立する。
・この果樹栽培農業者ならびに地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で津田干拓ブランド作りを進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	55.5　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.5　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を津田内湖土地改良区及び農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際津田内湖土地改良区及び農地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は平成19年度より、令和3年度から畑地再整備事業(圃場整備事業)により、用水については、地区内全ての畑地へパイプラインで灌漑をしている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和4年度から令和6年度の三か年事業として、果樹棚(なし、ぶどう)約9haの設置を進めている。同時に、果樹生産組合を設立する。梨、ぶどうそれぞれに部会を設け、農業経営の合理化、経営の安定、品質向上、出荷体制の確立を図る。